

県道 富山庄川小矢部自転車道線	砺波市東開発2152番地先から	変更前	最大 3.4 最小 3.1	256.4	砺波土木センター
	砺波市東開発2157番地先まで	変更後	最大 3.7 最小 3.0	260.6	

富山県告示第134号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月24日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 坪野小矢部線	砺波市東開発2157番地先から 砺波市東開発1603番まで	令和5年3月24日	砺波土木センター
県道 富山庄川小矢部自転車道線	砺波市東開発2152番地先まで 砺波市東開発2157番地先まで	令和5年3月24日	砺波土木センター

富山県告示第135号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関

する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和5年3月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県総合福祉会館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 富山市安住町5番21号

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

富山県告示第136号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

令和5年3月24日

富山県知事 新 田 八 朗

道路番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	4.04～ 6.07	69.35	黒部市荻生3803 番4	黒部市荻生3803 番4	令和4年 12月22日
2	6.00	49.16	砺波市宮村1030 番	砺波市宮村1030 番	令和4年 12月26日
3	4.05～ 6.30	32.45	魚津市江口389 番	魚津市江口395 番	令和5年 1月20日

富山県告示第137号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救

急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年3月24日

富山県知事 新 田 八 朗

名称	所在地	開設者	認定有効期間
富山市立富山市民病院	富山市今泉北部町2番地1	富山市	自 令和5年4月1日 至 令和8年3月31日
独立行政法人地域医療機能推進機構高岡ふしき病院	高岡市伏木古府元町8番5号	独立行政法人地域医療機能推進機構	自 令和5年4月9日 至 令和8年4月8日
藤木病院	中新川郡立山町大石原225番地	医療法人財団恵仁会	自 令和5年4月19日 至 令和8年4月18日